

令和元年度 第 1 回 教科用図書東濃採択地区協議会 会議録

東濃採択地区協議会事務局

I 日 時 令和元年 5 月 20 日（月） 14:00～15:00

II 場 所 バロー文化ホール（多治見市文化会館） 大会議室

III 出席者 委員 35 名中 34 名出席（欠席 1 名）

IV 議事要旨

【進行】東濃地区教育長会長（恵那市教育委員会 教育長）

【事務局】多治見市教育委員会

1 東濃採択地区協議会の設置及び開会

（1）東濃地区教育長会の承認

- ・各市教育委員会は、東濃採択地区協議会規約に基づき、東濃採択地区協議会を設置し、教科書採択を進める。
- ・各市教育委員会は、東濃採択地区協議会にて議決した採択原案を尊重して、教科書採択を行う。

（2）協議会の招集及び目的等

- ・「教科用図書東濃採択地区協議会規約」及び「令和元年度教科用図書東濃採択地区協議会設置・運営方針」に基づき、本協議会を招集する。
- ・主として令和 2 年度から使用する小学校用教科書について協議・選定する。
- ・規約第 11 条 5 項の規定により、東濃教育事務所職員が同席する。

（3）協議会委員の委嘱

- ・規約第 4 条及び第 5 条の規定により、各市教育委員会から 7 名ずつ選出いただいた方（計 35 名）を協議会委員に委嘱する。

（4）会の成立の確認及び開会

- ・規約第 11 条の規定により、会の成立を確認（35 名中、34 名の出席）する。

2 議 事

(1) 協議会役員の選出及び事務局の設置について

- ・規約第7条の規定により、協議会会長を選出する。
- ・委員が、協議会会長に東濃地区教育長会長である恵那市教育長を推薦する。

＜異議なし・承認＞

- ・規約第8条の規定により、会長が、副会長に多治見市教育長を、監査に土岐市教育長を指名する。

＜異議なし・承認＞

- ・規約第9条の規定により、事務局を設置する。
- ・委員が、多治見市教育委員会を推薦する。

＜異議なし・承認＞

(2) 協議会の日程及び研究員について

- ・協議会は、本日（5月20日）と7月10日の2回開催する。
- ・規約第15条の規定により、研究員を置く（11教科13種目計65名）。
- ・第1回研究員会（6月5日）において、会長が委嘱する。
- ・4回の研究員会を通して調査研究を行い、第2回協議会（7月10日）で調査研究結果を報告する。

＜異議なし・承認＞

(3) 採択基準について

- ・「令和2年度使用小学校用教科用図書東濃採択地区基準（案）」の説明。
- ・県教育委員会から示された「令和2年度使用小学校（特別支援学校の小学部を含む）用教科用図書の調査研究資料」の着眼点に東濃独自の着眼点を加え、調査項目（学習指導要領改訂の趣旨及び内容に関すること、岐阜県教育振興基本計画の基本方針に関すること、東濃地区の教員及び児童の実態を踏まえた教育の充実に関すること、表現や体裁等に関すること）ごとに整理したものを採択基準（案）とする。

[協議]

委員：東濃地区の基準案にも岐阜県教育振興基本計画（第3次岐阜県教育ビジョン）に関する着眼点を取り上げられている。ふるさと教育やICT活用は大切な内容だが、教科書を選定する観点としてふさわしいかを考えたい。ICTの整備状況は、各市・学校において進みつつある段階である。この観点を前面に出し過ぎることで、教科書選定の際、教科の本質を見損なう可能性を危惧する。ICT活用は、目的でなく手段である。ふるさと教育についても、生活科や社

会科では取り上げやすいが、算数等の他教科では難しさがあるのではないか。
この2点を着眼点とするならば、文言に「教科の特質に応じて」を加えたり、
学習指導要領に関する調査項目の着眼点と軽重を付けて考えたりする必要があるのではないか。

会 長：(発言趣旨を全体に確認し、自由討議を促した上で多数決による採決)

<賛成多数により、次の2点を議決>

- ・調査項目2「岐阜県教育振興基本計画」に関する2つの着眼点の文頭に「教科の特質に応じて」の文言を付加する。
- ・調査項目1「学習指導要領」に関する着眼点を重視した調査研究、協議・選定を行う。

3 連絡・依頼事項

(1) 情報公開について

- ・採択基準等については、9月1日以降、事務局である多治見市教育委員会 HP で公開する。
- ・協議会委員名簿、研究員名簿及び教科書展示会での意見等については、多治見市教育委員会の窓口でのみ公開する。

(2) より主体的な教科書採択に向けて

- ・教科書展示会の期間外でも、各市教育委員会にて教科書見本の閲覧が可能である。
- ・教科書編修趣意書や過去の情報公開資料等も参考にしていきたい。

(3) 予算について

- ・本協議会の運営に係る費用は、各市からの分担金で賄う。

教科書採択における公正確保について (東濃教育事務所 教育支援課長)

- ・文部科学省通知文等に基づく指導

4 閉会のあいさつ

- ・本協議会の終了は8月31日なので、公正確保には十分留意願いたい。
- ・各市教育委員会での採択に係る議事録を確実に作成すること。